

淡路広域水道企業団職員の給与の特例に関する条例

平成19年3月27日

条例第4号

改正	平成20年2月27日	条例第2号	平成29年3月29日	条例第4号
	平成21年3月5日	条例第1号	平成30年3月29日	条例第3号
	平成22年2月24日	条例第18号	平成31年3月27日	条例第4号
	平成23年2月23日	条例第3号	令和2年2月20日	条例第3号
	平成24年2月22日	条例第2号	令和2年3月27日	条例第6号
	平成25年2月20日	条例第3号	令和3年3月29日	条例第1号
	平成25年6月28日	条例第4号	令和4年2月18日	条例第3号
	平成26年2月21日	条例第2号	令和5年3月29日	条例第5号
	平成27年3月27日	条例第4号	令和6年3月28日	条例第3号
	平成28年3月29日	条例第8号		

(趣旨)

第1条 この条例は、淡路広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和57年淡路広域水道企業団条例第9号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき支給する給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 令和6年4月1日から同年12月31日までの間、給与条例第3条第1項別表に掲げる給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が4級以上の級であるもの（この条の規定による特例を適用した場合に他の職員との権衡を失すると認められるものを除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の1.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。ただし、第6条の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月5日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月24日条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月22日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月21日条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第4号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第3号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。